

# ごみ

ちょっと気にして、  
もっと気にして!

環境事業課 ☎ (31) 5304

環境事業所 ☎ (31) 7710

総合支所



家電4品目を正しくリサイクルしましょう

## 家電4品目の処理方法

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は「家電リサイクル法」に沿って処分することとされており、定期収集に出したり市の処理施設へ持ち込んだりすることはできません。次のいずれかの方法で正しく処理してください。

①購入した販売店に引き取りを依頼する  
②一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する  
※①②ともに収集運搬料金、リサイクル料金が必要

③郵便局でリサイクル料金を支払い、自分で指定引取場所（日本通運㈱大竹支店岩国営業課 新港町3丁目13-16）へ持ち込む

詳しくは市ホームページや「ごみ収集カレンダー」の21ページを確認してください。

ちょっと  
書いて！



家電回収を業者に依頼するときには

高額な料金請求や不法投棄の恐れがあるため、無許可の回収業者には依頼しないでください。